

震 災 編

1 地域防災力の向上

対策項目	防災意識の啓発			
実施内容	・ あら B O S A I や防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用し、子どもから大人まで幅広い世代を対象に自助の重要性等に関する普及啓発を行う。 ・ 災害時の避難行動や避難生活の面で特に配慮が必要となる要配慮者や妊産婦、乳幼児、外国人が安心して避難生活を送ることができるよう、日頃の備え等に関する普及啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
あら B O S A I における普及啓発 〔所管部〕 危機管理部	・ 防災関係機関等と連携したあら B O S A I (会場開催)の実施 ・ 区内イベント等における出張あら B O S A I の実施 ・ アフターあら B O S A I の実施 ・ まな B O S A I の充実	・ あら B O S A I 2026 の実施（出展 31 団体、協力 2 団体） ・ 区内イベント等において出張あら B O S A I を実施（計 13 か所） ・ アフターあら B O S A I として中学校防災部の活動紹介パネル展示等を実施（計 10 か所） ・ まな B O S A I ページの各種ページ内容の更新（防災訓練情報等）	○	・ あら B O S A I や出張あら B O S A I により、屋内安全対策、家庭内備蓄等の在宅避難を促す啓発並びに区の防災対策事業に関する普及啓発を実施する ・ 中学校防災部の日頃の活動成果の P R を区内各地域で実施する ・ まな B O S A I の掲載内容や防災アプリによる情報発信を充実させ、オンラインによる啓発を強化し、対面で行う普及啓発と併せて一体的に取り組む

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
様々な広報媒体や防災訓練・防災講話等の機会を活用した普及啓発 〔所管部〕 危機管理部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・区民や区内事業者等を対象とした防災講話の実施 ・外国人のための防災講座の実施 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・保護者、乳幼児を対象とした防災訓練における普及啓発	・あらかわ防災リーダー登録制度を開始し 26 名が登録 ・あらかわ防災リーダーとの協働による区民への普及啓発を実施 ・外国人のための防災訓練を実施 ・「外国人のための生活便利帳」において、災害の備えに関する啓発情報を掲載。やさしい日本語以外に多言語（英語・中国語・韓国語）版で発行 ・荒川総合スポーツセンター5周年記念イベントにおいて荒川消防署協力のもと、VR防災体験車・初期消火訓練・煙体験を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を活用し地域医療・福祉・介護事業関係者を対象とした研修会を実施 ・介護事業者団体、職能団体との会議において、災害対応や防災（訓練）を議題とした 計3回 ・アクロスあらかわ等において、障がい者団体をはじめ、消防や地域住民を交えて、食料の備蓄等、日頃の備えの重要性を周知するとともに、福祉避難所開設訓練を実施 ・介護事業所に対して災害発生時における迅速な被害報告体制の周知及びシステム操作の習熟のため、都・区市町村合同による「災害時情報共有システム」を用いた情報伝達訓練を実施 ・9月1日に区内保育施設（85施設）において、震災を想定した防災訓練を実施し、災害伝言ダイヤルの利用や備蓄についての資料を配布、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発を行うとともに、保護者への引き渡し訓練も実施	○	・関係機関との連携強化及びあらかわ防災リーダー等との協働により啓発機会を拡大するとともに、過去の災害事例等を活用しながら区民への効果的な防災の周知啓発を行っていく ・外国人を対象とした防災訓練を実施するとともに、「外国人のための生活便利帳」の多言語化に向けた検討を進める。 ・支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業関係者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る ・迅速な被害報告体制の構築に向け、「災害時情報共有システム」の周知徹底と訓練を継続し、事業所の操作習熟を促す ・親子防災講座の実施や保育施設での防災・引渡し訓練を実施するとともに、保護者が引取りに来られない場合の対応も含めた実践的な訓練の充実を図る

対策項目	家庭内備蓄の推進			
実施内容	・在宅避難の必要性及び在宅避難のための7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部	備蓄率 7日分以上：17% 3日分以上：64%	備蓄率 7日分以上：11.7% 3日分以上：60.7% 第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく		・更なる家庭内備蓄に関する啓発（区イベントへの出展、啓発チラシの配布、区ホームページ、区報、防災アプリ等）を行う ・啓発の際はローリングストック法（日常備蓄）による家庭内備蓄を呼びかける

対策項目	屋内安全対策の推進			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・木造密集地域を中心とした出火防止対策を更に推進し、震災に伴う火災による被害の軽減を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
家具類の転倒・落下・ 移動防止器具の設置 の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 78%	実施率 67.3% 第 50 回荒川区政世論調 査(令和 7 年度)に基づく		・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		
感震ブレーカーの設 置・配付の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 (区政世論調査) 27%	実施率 23.0% 第 50 回荒川区政世論調 査(令和 7 年度)に基づく		・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成・配付件数 700 件	設置助成件数 137 件 無料配付件数 24 件		
防災ベッド、耐震シ ェルターの設置の推 進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 6 件	助成金交付実績 2 件 ・区営及び町会掲示板への 掲示やあら B O S A I 2026 への出展などによ る普及啓発を実施		・区営、町会掲示板への掲示やあら B O S A I への出展などによる普及啓発を行う ・令和 8 年度から、支援の対象を要介護及び要支援認定者に拡大し、設置を推進する

対策項目	地域防災の担い手の育成			
実施内容	・中学生が将来の地域防災の担い手となるよう、避難所開設・運営訓練やあらＢＯＳＡＩ等の各種イベントへの参加や中学生防災対策会議の開催を通じた中学校防災部の育成、地域への貢献意欲の醸成を図る。小学生においては防災教育の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和７年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
中学校防災部の活動 促進等 〔所管部〕 危機管理部 教育委員会事務局	・避難所開設・運営訓練への参加 ・あらＢＯＳＡＩ等の防災イベントへの参画 ・東日本大震災による被災地訪問及び報告会実施 ・中学生防災対策会議の開催 ・消防団からの指導 ・高齢者宅への訪問活動 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧへの継続的な働きかけ ・小学生の防災教育の充実	・避難所開設・運営訓練に一中、七中、南千住第二中、諏訪台中の４校の中学校防災部がそれぞれ参加 ・あらＢＯＳＡＩ２０２６では、防災かるたや避難所ベッド体験等のブース運営補助として全１０校の中学校防災部が参加 ・中高生等防災士資格取得支援補助金制度を創設し２８名に助成 ・地域の防災訓練や消防団合同点検等に参加 ・釜石市への被災地訪問等の実施を予定していたがカムチャツカ半島沖地震による津波警報の影響で中止 ・防災対策会議において、荒川消防署職員を講師に招いて防災について学習 ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧのうち希望者に対し防災イベント情報をメールで配信 ・小学校における防災をテーマとしたクラブ活動や、定期的に実施する小学校各校による防災訓練を通じて、児童の防災意識の醸成を図った	○	・避難所開設・運営訓練を実施する際は参加を呼びかけ、災害時に主体性を持った行動ができる人材を育成 ・地域と連携した防災訓練への参加や被災地訪問等の様々な活動を支援するとともに、中学生への防災士の資格取得を促すなど、専門的な知識の習得を推進する ・中学校防災部ＯＢ・ＯＧに対する防災情報の配信や小学校における防災活動の充実を図る

対策項目	マンションにおける自助の推進・共助体制の構築			
実施内容	・震災時における身体防護、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置について、一層の周知・促進を図る。 ・在宅避難のため、居住者を対象に、飲料水や食料品に加え、携帯トイレ等を7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄することの重要性について、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。 ・管理組合等を対象に、在宅避難を念頭とした災対訓練の重要性及び、災対本部機能構築のため、資器材及び日用品等の備蓄について啓発する。 ・震災時に生じ得るマンション特有の課題（停電によるエレベーターや給水ポンプの停止等）について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行うとともに、課題やマンションの実情を踏まえたマニュアルの作成を推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 67.3% 第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく		・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種SNS等の様々な媒体を活用する ・特に令和7年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する ・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
集合住宅居住者による7日分以上（最低3日分以上）の家庭内備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	備蓄率 7日分以上：20% 3日分以上：71%	備蓄率 7日分以上：12.0% 3日分以上：62.3% 第50回荒川区政世論調査（令和7年度）に基づく		・更なる家庭内備蓄に関する啓発（区イベントへの出展、啓発チラシの配布、区ホームページ、区報、防災アプリ等）を行う。啓発の際はローリングストック法（日常備蓄）による家庭内備蓄を呼びかける ・あらBOSA Iへの出展や、マンション通信（分譲マンションに関する管理・防災・法律などの情報を発信する瓦版）の発行等により、普及啓発を行う

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
管理組合等による災 対本部機能構築のた めの資器材及び日用 品等の備蓄の啓発支 援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・資器材及び日用品等の備蓄の啓発支援 ・配備状況調査	・分譲マンション防災対策支援制度を開始し、防災資器材・共同備蓄品の購入支援及び「マンション防災マニュアル作成の手引き」による啓発を実施 助成実績 防災対策工事：1件 防災資器材：9件 共同備蓄品：13件 ・管理組合等を対象に実施しているセミナー（2回）の実施の際に、アンケート調査を実施	○	・あらBOSA Iでの備蓄品の展示や、分譲マンションセミナー、マンション通信の発行、マンション管理士会との連携等による事業周知及び啓発を行う
エレベーター停止、 在宅避難等、マンシ ョン特有の課題とそ の対策に関する周知 啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・エレベーターのリニューアル時期にある分譲マンション（築20～25年）を対象に個別訪問による周知啓発を実施 ・防災に関するコンサルタント派遣実績4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・分譲マンションセミナーでの説明や、マンション通信の発行等による啓発のほか、コンサルタント派遣により、周知啓発を行う ・防災に関する専門的なアドバイスを可能とするため、コンサルタント派遣制度に登録しているマンション管理士に対し、防災士取得を支援する。
管理組合等による防 災マニュアル作成の 推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・コンサルタント派遣による防災マニュアルの作成に対する啓発及び支援 ・区報、区ホームページによる防災マニュアル作成に関する周知	・防災に関するコンサルタント派遣実績4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」による周知啓発を行う ・令和8年度から、コンサルタント派遣制度に、「防災枠」を新設し、利用を年度3回まで可能とするなど、支援を拡充する

対策項目	ボランティアとの協力体制の構築			
実施内容	・行政とボランティアとが互いに連携して効果的な被災者救援活動を行うため、事前に行政とボランティアとの役割分担を明確にし、平常時からボランティアとの連携・協力関係を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害ボランティアセンターの運営体制の強化 〔所管部〕 福祉部	・荒川区社会福祉協議会と連携した災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの検証・改善 ・災害ボランティア養成講座の実施	・荒川区社会福祉協議会や被災地支援の専門家の協力も得ながら、様々な関係団体とともにワーキンググループ（WG）を立ち上げた（計 6 回開催） ・WGにおいて、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を企画検討し、荒川総合スポーツセンターで訓練を実施 【訓練概要】 参加者数計：106 名 （訓練参加者 77 名） （見学者 29 名） 訓練内容： 災害ボランティアセンターの設営及び受付の流れの体験、被災者の困りごと聞き取り訓練を実施 ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善	○	・荒川区社会福祉協議会や被災地支援の専門家と連携した災害ボランティアセンターの設置・運営訓練及び災害ボランティア養成講座を実施する ・災害ボランティアセンターの取組について区民へ広く周知する ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの改善を図る

2 安全な都市づくりの実現

対策項目	木造住宅密集地域の整備促進			
実施内容	・木造住宅密集地域の一層の改善を図るため、東京都の不燃化特区制度に基づき、大規模な震災時に特に危険とされている地域について、不燃化特区の指定を受け、老朽建築物の建替え費用や除却費用の助成を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
不燃化特区整備促進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	不燃領域率 70.0%	不燃領域率 荒川・南千住地区 68.1% 町屋・尾久地区 66.2%		・令和 12 年度まで延伸された不燃化特区制度の周知及び促進を図る ・令和 8 年度から、高齢者同居及びアスベスト除去費用の加算助成を新設するなど、制度の拡充を行う ・助成件数の増加を目指し、住まいの相談会や専門家派遣の充実に加え、民間事業者と連携した相談体制の強化を図る ・まちづくり協議会やまちづくりニュースにより、区民の危機意識を高める

対策項目	密集住宅市街地整備促進事業			
実施内容	・震災時における円滑な消火活動と避難路を確保するため、主要生活道路の拡幅整備を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
主要生活道路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備率 29.6%	整備率 30.7%	○	・まちづくりニュースの配付や各戸訪問等による区民啓発を継続し、権利者の生活再建に配慮しながら整備を着実に進める ・業務の効率的な推進方法について検討する
主要生活道路の用地測量 〔所管部〕 防災都市づくり部	進捗率 62.9%	進捗率 67.4%	○	・用地測量の委託体制を強化し、より迅速に測量作業に取り組む

対策項目	都市計画道路の整備			
実施内容	・都市計画道路は都市交通における基幹的な都市施設であるとともに、震災時や延焼火災発生時における避難路及び延焼遮断帯の役割を担うことから、着実な整備を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画道路の整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備率 58.1%	整備率 58.1%	○	・優先整備路線について、早期の事業着手に向けて計画的に調査や検討を行う ・事業中の補助 331 号線については、関係機関と緊密な調整、安全な施工により、所定年度の整備完了に努める ・補助 193 号線、補助 321 号線については、早期完成に向けて、権利者との折衝に積極的に取り組み、着実に整備を進める
都市計画道路の用地測量 〔所管部〕 防災都市づくり部	進捗率 100%	進捗率 100%	○	・前出路線の用地測量は完了しており、用地取得に向けた地権者との折衝に積極的に取り組む

対策項目	木造・非木造建物耐震化推進事業			
実施内容	・震災時に倒壊等の恐れがある木造・非木造建物について、耐震診断に基づき耐震補強工事、耐震建替え工事等に係る費用を支援することで、建物の耐震性の向上を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	・区営・町会掲示板及び防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 27 件 ・改修等 22 件		・区営及び町会掲示板への掲示や、あら B O S A I への出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度からは補助金の加算措置を障がい者等世帯へも拡大する ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
非木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	・防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 1 件 ・改修等 0 件		・区営及び町会掲示板への掲示や、あら B O S A I への出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度から、緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度の拡充を行うほか、個別訪問等により周知啓発を行う ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する

対策項目	細街路拡幅整備事業			
実施内容	・防災性の向上や居住環境の改善を図るため、建築物の新築・建替え等を行う際に、建築主等の協力を得て細街路を拡幅整備する。また、事業の推進を図るため、建築主等に対して、拡幅する用地の整備に要する費用の一部を助成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
細街路の拡幅整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	・整備延長（累計） 119 km ・助成件数 110 件	・整備延長(累計) 119 km ・助成件数 73 件		・建替えに伴う拡幅整備のほか、整備可能な適地が近接している場合には、併せて整備ができるよう積極的な案内を行う ・現在、駐車場として使用されている場所等においても、後退用地における固定資産税の減免が受けられること等のメリットを含め、積極的な案内を行う。

対策項目	空き家対策			
実施内容	・周囲に悪影響を及ぼす空き家を管理不全空家等あるいは特定空家等に指定し、空家等対策特別措置法に基づく指導・助言を行う。 ・大地震により倒壊等の恐れがある危険な老朽空家の除却費用の助成を行うとともに、専門家に相談できる相談会を定期開催するなど、空き家対策をより一層推進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
危険な老朽空家の除却の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	R4調査の危険老朽空家(ランクC・B)の除却率 45%	R4調査の危険老朽空家(ランクC・B) 棟数 193 棟 除却済み棟数 53 棟 除却率 27.4%		・空き家相談会の開催案内や助成制度の内容等について、区報やホームページに加え、個別訪問やダイレクトメールによる情報提供を一層推進するなど、除却や建替えに向けた周知の強化を図る ・令和8年度から、空家等専門家派遣制度を新設するなど、空き家の所有者等が抱える悩みに対し、解決のきっかけを作り、除却や建替えにつなげる ・特に危険な老朽空き家については、法律に基づく指導及び勧告に加え、代執行の可能性も視野に入れて取り組む ・除却だけでなく、民間事業者と連携した空き家の適正管理や利活用も推進する
空き家相談会の開催 〔所管部〕 防災都市づくり部	開催回数（累計） 39 回	開催回数 6 回 参加組数 12 組 開催回数（累計）45 回	○	・空き家相談会を実施していくとともに、より多くの方が参加できるように開催時間の変更等検討を行う

対策項目	公園・緑地等の整備			
実施内容	・震災時における延焼火災からの避難場所や自主防災組織の活動拠点を確保するため、公園・緑地等の整備を推進する。 ・宮前公園（第三期）については、災害時に拠点となる病院に隣接し、広域避難場所及び災害医療を支援する公園として機能するよう、応急対策用資器材及び災害救援用物資を保管する防災・備蓄倉庫を整備する。また、消火活動に枯渇することがない消火用水を確保するため、深井戸方式による永久水利施設を整備する。 ・南千住浄水場跡地に整備する公園は、荒川工科高等学校と一体的な広域避難場所の指定を目指し、町屋公園、荒川遊園（D地区）等の都市計画公園については、防災施設を有し避難場所となる公園整備を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都市計画公園の整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫設計 ・永久水利整備設計 ・用地取得	【宮前公園（第三期）】 ・公園設計 ・公園整備工事 ・防災倉庫、備蓄倉庫設計 ・永久水利整備設計 ・用地取得（全て完了）	○	・令和10年4月の開園に向けて、令和8年度から宮前公園第三期部分の本格整備に取り組む ・広域避難場所の指定に向けて、東京都と協議を継続して行う
	【町屋公園】 ・既存施設撤去工事（旧清掃施設等） ・用地取得	【町屋公園】 ・既存施設撤去に関する東京都河川部との協議完了（旧清掃施設等） ・用地取得	○	・用地取得に向けた地権者との折衝を行うとともに、既存施設の撤去に向けた設計・工事を進める
	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所） ・用地取得	【南千住浄水場跡地】 ・既存建物解体工事（工業用水道事務所） ・用地取得	○	・用地取得に向けた地権者との折衝を行うとともに、既存建物の解体工事（工業用水道事務所地下部分）を実施する。 ・公園の基本計画の策定作業を進める
	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計	【荒川遊園：D地区】 ・公園設計	○	・令和10年度の開園に向けて、令和8年度から整備工事を実施する

対策項目	防災スポットの整備			
実施内容	・火災の延焼防止又は遅延、建て詰まりの軽減を図るため、小規模な敷地を整備し、防災機能を備えたオープンスペースとして確保する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災スポットの整備 〔所管部〕 防災都市づくり部	整備か所数（累計） 26 か所	整備か所数（累計） 25 か所		・整備予定の 1 件について、令和 8 年度に実施する（町屋四丁目東防災スポット） ・今後も老朽建築物の除却等の機会を捉え、不燃領域率 70%達成に向けた用地取得・整備に努める。

対策項目	高層建築物の対策			
実施内容	・高層建築物における震災時の二次被害を防止するため、区内の高層建築物のエレベーター所有者（管理者）に対して、エレベーターの閉じ込め対策の実施状況を確認するとともに、必要に応じて改修を促す。 ・長周期地震動の影響を受けやすい超高層の建物の居住者等に対して、想定される被害や対策について、区報や区ホームページ、防災訓練、防災講話等の様々な機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 67.3% 第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく		・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する ・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】エレベーター停止、在宅避難等、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区報、区ホームページ、防災訓練等による周知啓発 ・コンサルタント派遣によるマンション内防災訓練等に対する啓発及び支援、分譲マンションセミナーでの啓発	・エレベーターのリニューアル時期にある分譲マンション（築20～25年）を対象に、個別訪問による周知啓発を実施 ・防災に関するコンサルタント派遣実績 4件 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・分譲マンションセミナーでの説明や、マンション通信の発行等による啓発のほか、コンサルタント派遣により、周知啓発を行う ・防災に関する専門的なアドバイスを可能とするため、コンサルタント派遣制度に登録しているマンション管理士に対し、防災士取得を支援する。
分譲マンション等の高層建築物における設備改修等の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・設備改修等の必要性を周知啓発	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」を区ホームページで公開し、マンション特有の課題とその対策に関する周知啓発を実施	○	・「マンション防災マニュアル作成の手引き」公表や「マンション通信」の発行等により、周知啓発を行う
長周期地震動の対策に関する周知啓発 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや区内マンションにおける防災訓練等での長周期地震動に関する対策等の周知啓発	・あらBOSA I 2026 でパネル展示による普及啓発を実施 ・「マンション防災マニュアル作成の手引き」に長周期地震動に伴うエレベーターの停止及び閉じ込め対策について記載し、区内分譲マンション管理組合への配布を通じて周知啓発を実施 ・区ホームページに長周期地震動に関する対策等掲載	○	・あらBOSA I への出展や区ホームページ等により、普及啓発を行う

対策項目	崖・擁壁・ブロック塀等の対策			
実施内容	・土砂災害特別警戒区域内における崖・擁壁の所有者を対象として、擁壁の専門家の派遣や安全性確保のための対策工事の経費の一部を助成し、崖・擁壁の安全性の向上を推進する。 ・震災時におけるブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険なブロック塀等*の所有者に対する指導を徹底して行い、通学路におけるブロック塀の情報を関係部署と共有する。（*令和2年度調査以降「危険である」「注意を要する」と判定されたブロック塀等が対象） ・危険ブロック塀等の撤去を促すため、ブロック塀等撤去助成事業や生けがき造成助成制度の周知の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
崖・擁壁の安全性向上のための支援 〔所管部〕 防災都市づくり部	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、区ホームページへの掲載や、擁壁等の所有者にチラシを配布し、周知啓発	・擁壁専門家派遣事業及び擁壁等対策工事助成制度について、擁壁等の所有者にチラシを配付し、周知啓発 ・擁壁の対策工事や設計への個人負担の大きさを鑑み、擁壁の安全対策を推進するため、助成制度を拡充	○	・拡充を図った助成制度の詳細について、個別訪問により周知し、対策工事の実施を促す
危険なブロック塀等の所有者に対する指導 〔所管部〕 防災都市づくり部	・全域実態調査に基づく追跡調査を実施 ・危険なブロック塀等の所有者等に対する指導文書の手交 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 410 件	・追跡調査（792 箇所）実施 ・危険なブロック塀等（63 箇所）の所有者等に対し、指導文書を送付 ・「危険である」「注意を要する」ブロック塀等の減少累計 362 件		・危険なブロック塀等の定期的な追跡調査の実施に加え、必要に応じて職員による現地調査も行い、最新の状況を把握する ・危険なブロック塀等の所有者等に対し、注意喚起を促す指導文書と撤去助成制度の周知を行うとともに、特に危険度の高いブロック塀等については、戸別訪問も実施し、撤去に向けて一層の推進を図る ・安全性を確保する必要性が特に高い通学路について、助成制度の拡充に向けた調査・検討を行う

対策項目	建築物の耐震化及び安全対策の促進			
実施内容	・震災時における区民の生命及び財産を保護するため、荒川区耐震改修促進計画に基づき、戸建住宅、共同住宅等の耐震補強等の費用に対して助成を行い、耐震化を促進する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 35 件 ・改修等 25 件	・区営・町会掲示板及び防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 27 件 ・改修等 22 件		・区営及び町会掲示板への掲示や、あら B O S A I への出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度からは補助金の加算措置を障がい者等世帯へも拡大する ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する
【再掲】非木造建物耐震化推進事業の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	・区ホームページや掲示板等による周知啓発 ・診断 2 件 ・改修等 2 件	・防災スポット等でのポスター掲示による周知啓発を実施 ・診断 1 件 ・改修等 0 件		・区営及び町会掲示板への掲示や、あら B O S A I への出展、まちづくり協議会、まちづくりニュース等による普及啓発を行う ・令和 8 年度から、緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度の拡充を行ったほか、個別訪問等により周知啓発を行う ・新たな耐震改修促進計画に基づき、耐震改修を促進する
荒川区耐震改修促進計画に基づく耐震化の促進 〔所管部〕 防災都市づくり部	住宅の耐震化率 95%	住宅の耐震化率（推計） 93.6% ・荒川区耐震改修促進計画を改定し、令和 12 年度末の新たな耐震化目標を定めるとともに、共同住宅の多い区の実態を考慮して、棟数の耐震化率も推計した		・令和 8 年度に制度拡充を行った木造建物耐震化推進事業の障がい者等世帯への加算措置や緊急輸送道路沿道建物の耐震化補助制度について、HP 等で周知啓発を行い、耐震化を推進する ・不燃化特区制度による建替えや除却の促進 ・安価で工期の短い耐震改修工法の普及・啓発による木造住宅耐震化の促進 ・管理組合の合意形成支援による分譲マンション耐震化の推進

対策項目	火災の拡大防止			
実施内容	- 震災に伴う火災の発生に迅速に対応し、延焼防止を図るため、区民及び区内事業所等の協力を得ながら、地域危険度が高い地域へ重点的に地域設置消火器等の設置を進めるとともに、地下水や河川水等を消火用水として活用することができる永久水利施設の整備を進める。 - 初期消火の実行性を高めるため、防災訓練等を通じて消火器や永久水利施設の使用方法等について周知啓発を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
地域設置消火器の拡充 〔所管部〕 危機管理部	- 一次避難所及び二次避難所への建物設置型消火器の設置 - 木密地域を中心とした地域設置消火器の増設 - 防災訓練や避難所開設・運営訓練等における地域設置消火器の利用方法等に関する周知啓発	- 建て替え予定を除く、一次避難所及び二次避難所 59 箇所に地域設置消火器を設置（木造密集地域については本数を増強） - 地域の防災訓練における初期消火訓練 - あら B O S A I 2026 における周知啓発を実施	○	- 木造密集地域を中心に、区施設への地域設置消火器を増設する - 地域設置消火器の利用方法等について、区報、区ホームページ、各種イベント等の様々な機会を捉えて啓発する
永久水利施設の整備及び送水訓練の実施 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	- 宮前公園永久水利施設設備設計の実施 - 消防署や消防団等と連携した送水訓練の実施 - 送水動作の確認	- 消防署や消防団、防災区民組織と連携した送水訓練の実施 - 宮前公園永久水利施設設備設計の実施	○	- 震災時に施設を活用した延焼防止活動が迅速に行えるよう、可搬式消防ポンプ、格納庫等の資器材を配備する - 関係機関が連携した実践的な送水訓練の実施を推進する - 宮前公園永久水利施設の整備完了に向けて、令和8年度から設備工事を実施するとともに、隣接する令和あらかわ病院との一体的な災害医療活動の拠点に必要な設備として、上水道レベルにまで浄水処理ができる設備を備えた施設整備を併せて行う

対策項目	道路の無電柱化			
実施内容	・無電柱化は、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を目的としている。 ・令和元年7月に策定した「荒川区無電柱化推進計画」に基づき、優先整備路線(10路線)について整備を進めている。 ・無電柱化推進計画においては、これまで実施してきた都市計画道路とともに、木造住宅密集地域内の主要生活道路についても計画的に実施していく。			
取組(指標) 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
無電柱化の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	【第二峡田小学校北側道路】 ・工事完了	○	・令和6年度で工事は完了しており、適切な維持管理に努める
	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	【荒川遊園通り】 ・引込連系管工事	○	・令和7年度に電線共同溝工事を実施し、8年度は不要となった電柱の撤去を行った上、道路の整備工事を実施する
	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事(2工区)	【補助331号線】 ・電線共同溝本体工事(2工区)	○	・令和8年度当初からの電線共同溝本体工事着手に向けた発注準備を行う
	【優先整備路線完了実績(累計)】 ・4路線	【優先整備路線完了実績(累計)】 ・4路線	○	・優先整備路線(全10路線)の設計や整備工事を進める ・令和8年度に予定されている東京都の無電柱化推進計画改定を受けて、区の無電柱化推進計画についても改定作業を進める

3 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

対策項目	道路・橋梁の安全化			
実施内容	・「荒川区が管理する道路の維持管理基準」に基づき、舗装の劣化状況を把握する路面性状調査や、道路附属物の健全度の確認等を行う道路ストックの総点検、路面下の空洞発生状況を確認する路面下空洞調査、橋梁の健全度を確認する定期点検について、5年に1度実施する。 ・災害時においても道路・橋梁利用者の安全な通行や円滑な災害救援活動を確保するため、調査・点検結果で判明した危険箇所を、改修・補修工事の実施に反映させる。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
道路の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・路面下空洞化対策工事 ・道路改修工事	・路面下空洞調査を実施 埼玉県八潮市の道路陥没事故を受け、下水道幹線が埋設されている区道約2kmにおいて、路面下空洞調査を一部前倒しして実施 ・路面下空洞箇所対策工事を実施 路面下空洞調査で確認した空洞の補修を14箇所実施 ・道路改修工事を6路線実施	○	・令和8年度は下水道主要枝線が埋設されている路線の路面下空洞調査を行い、令和9年度以降は前年度の調査結果により実施周期を見直しを検討する ・調査結果等をもとに、路面下空洞箇所対策工事や道路改修工事を行う ・道路附属物についても計画的に調査を行う
橋梁の点検及び調査 〔所管部〕 防災都市づくり部	・定期点検 (下御隠殿坂跨線道路橋・第二日暮里跨線道路橋・紅葉坂跨線人道橋) ・日常点検(年4回)	・定期点検 下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋の点検を実施 ・日常点検 目視による点検を実施 紅葉橋：毎月 下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋：年4回	○	・定期点検結果をもとに補修工事等に向けて関係機関と調整を行うとともに、橋梁長寿命化修繕計画の改定に向けた検討を進める ・紅葉橋：毎月目視による点検を実施する ・下御隠殿橋及び第二日暮里跨線橋：年4回目視による点検を実施する

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

対策項目	災害対策本部の活動体制の強化			
実施内容	・ 平時から防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練を実施することにより、各機関等との連携を高めるとともに、訓練を通じて抽出された課題について、防災関係機関及び各部と協議・検討し、マニュアル等の改善を図る。 ・ 持続可能な活動体制を確保するため、職員用の備蓄物資の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善（次ページにつづく） 〔所管部〕 危機管理部 各部	・ 運用班訓練の実施 ・ 災対各部訓練の実施 ・ 消防署・警察署等の関係機関と連携した災害対策本部訓練の実施 ・ マニュアルの検証・改善 ・ 災対各部の応急対策業務の見直し・改善	【運用班】 ・ 各部及び関係機関リエゾン参加による訓練を実施し、連携の強化を図った 【災対総務企画部】 ・ 運用班と連携した訓練を実施 【災対管理部】 ・ 地震発生時における初動訓練及び避難器具を使用した実地訓練の実施 【災対区民生活部】 ・ 所管施設との通信訓練、情報収集・分析による避難所開設準備及び帰宅困難者対応訓練の実施 【災対地域文化スポーツ部】 ・ 災害時連携協定を締結している事業者との合同訓練の実施 【災対産業経済部】 ・ 日暮里南公園において実践的な給水ステーション開設訓練を実施 【災対環境清掃部】 ・ 地震発生時における初動訓練及び災害廃棄物処理に係る訓練の実施 【災対福祉部】 ・ 災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を区として初めて開催 【災対健康部】 ・ 関係機関による医療救護連携訓練の実施及びマニュアルの改訂 【災対子ども家庭部】 ・ 保護者が引取りに來られない場合を想定した訓練を実施	○	【運用班】 ・ 委託により、専門的な視点を取り入れ、実効性の高い訓練を実施する 【災対政策企画部】 ・ 重点的な訓練が必要なフェーズを選択して実践に即した訓練を実施する 【災対総務部】 ・ 本庁舎全体における訓練を検討・実施する 【災対区民生活部】 ・ 訓練後の課題に応じた必要な訓練を重点的に実施する 【災対地域文化スポーツ部】 ・ 訓練を踏まえて発災時対応マニュアルを更新する 【災対産業経済部】 ・ 実践的訓練を踏まえ、更なる開設運営マニュアルの改善を図る 【災対環境清掃部】 ・ 訓練における課題を踏まえたマニュアルの改善 【災対福祉部】 ・ 福祉避難所等で実践的な訓練を開催しマニュアルの改善を図る 【災対健康部】 ・ 災害対応の実効性を高めるための図上訓練の実施を検討する 【災対子ども家庭部】 ・ 保育体制等について検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
防災関係機関等と連携した災害対策本部訓練の実施及びマニュアルの改善 〔所管部〕 危機管理部 各部		【災対防災都市づくり部】 ・警察及び協定事業者と協働した道路啓開訓練の実施 ・被災者台帳作成システム・住家被害調査システム操作研修の実施 【災対教育部】 ・全小中学校等の関係機関と連携した、子どもの引き取り訓練及び通信訓練の実施		【災対防災都市づくり部】 ・令和7年度の訓練に加え、災害時の罹災証明発行及び被災者生活再建支援にむけた体制の構築を図る 【災対教育部】 ・訓練や災対教育部の活動態勢等の見直し・改善を図る
職員用備蓄の確保及び充実 〔所管部〕 危機管理部	・3日分以上の備蓄の確保 ・長期的な災害対策・復興活動に備えた備蓄物資の検討	・食料・飲料・携帯トイレについて、3日分以上を確保している ・全職員に対し、執務机等に1日分の備蓄を行うよう周知	○	・3日分以上の備蓄を継続する ・長期的な災害対策・復興活動に必要な物資の備蓄

対策項目	受援・応援体制の構築			
実施内容	・災害発生時に区だけで全ての対策を行うことは困難であることを踏まえ、他自治体との相互応援協定や防災関係機関・民間団体等との応援協定の締結に向けた協議及び締結を進める。 ・協定締結団体等と連携した訓練などを通じて、「顔の見える関係」を構築し、更なる体制強化を図る。 ・災害時のフェーズに応じた実効性のある受援・応援体制を確保するため、平時から荒川区受援・応援ガイドラインや関係マニュアルを整備するとともに、必要に応じて、マニュアルの新規作成や改善を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討（次ページにつづく） 〔所管部〕 各部	・協定締結自治体への視察や、協定締結団体等との協定内容の確認・訓練の実施などを通じた連携強化 ・更なる災害対策の強化に向けた新たな協定締結の検討	・各協定事業者と緊急連絡先の相互確認の実施及び協定内容の確認と必要に応じた見直しを実施 ・災対訓練における協定事業者・団体等、関係機関の参加を通じた連携体制の強化 【締結実績数】（R8.3 末） ・自治体：18 件 ・民間団体：185 件 ・行政機関等：32 件 【実績】 ・災害時等における無人航空機を活用した支援業務に関する協定書 ・大規模災害時における資機材等の貸与に関する協定書 ・協定自治体（福島市）へ訪問し、災害時の相互の支援体制について協議を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を利用して実施した研修会に、協定団体の方々も参加 ・災害時高齢者等要配慮者への支援に関する協定締結団体とともにあら B O S A I 2026 へ出展し、災害時にも役立つフレイル予防について、区民に対して周知を図った ・妊産婦等への支援活動に関する協定を締結	○	・既に災害時協定を締結している自治体、民間企業については、視察・訪問や訓練の実施などを通じて連携強化を図る ・引き続き、新たな協定締結に向けて、検討及び打診を行う ・災害救助法が改正され「福祉的サービス」がメニュー化されたことも踏まえ、災害時の高齢者等要配慮者に対する支援の在り方等についてさらに検討を深め、必要な支援の提供を受けられる民間事業者等に対して協定の締結についてアプローチする ・改正法に基づく災害時の支援が実施できる体制について協定団体とともに理解を深める ・更なる災害医療対策の強化に向けて、薬剤師会の救護活動に関する新たな協定の締結等の検討を進める

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
協定締結自治体・団体等との連携強化及び新たな協定締結に向けた検討 〔所管部〕 各部		・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・東京都区部災害時透析医療ネットワークの区内担当者と透析医療患者への透析医療提供体制について検討した ・ペット避難が可能な一時収容施設（8事業所）と協定を締結		
災害時のフェーズに応じた荒川区受援・応援ガイドラインの整備及び関係マニュアルの更新・作成 〔所管部〕 危機管理部	・受援・応援ガイドラインの改善及び関連マニュアルの作成	・荒川区地域防災計画の修正に伴い、受援・応援ガイドラインの見直しについて検討	○	・最新の国や都の動向を踏まえた受援・応援ガイドラインの修正

5 情報通信の確保

対策項目	住民等への情報提供体制の整備			
実施内容	・災害発生時に、区民に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、文字・音声による災害情報の伝達が可能な荒川区防災アプリの普及を推進するとともに、情報収集にハンディキャップのある障がい者等への災害情報受信機の配付を推進する。 ・協定締結団体等との訓練を通じて、情報伝達体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
荒川区防災アプリの普及 〔所管部〕 危機管理部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用したアプリの普及促進 ・適宜機能改善	・ダウンロード件数 26,560 件(令和8年3月末現在) ・区報や区ホームページ、防災講話等の様々な媒体や機会を活用したアプリの普及促進を実施 ・新規機能の追加に伴う大幅な改修を実施 【主な追加機能】 ・自宅や任意の場所を予め登録し、登録地点の周辺の防災情報を表示するマイページ機能 ・防災マップ上の任意の場所の防災情報を表示する災害リスク表示機能 ・防災情報の音声読み上げ機能 ・通知バッジ、通知ドット表示機能 ・周囲に自分の居場所を知らせる防災ブザー機能 ・情報配信機能の拡張による防災普及啓発の強化	○	・改修後の防災アプリの機能について、防災講話やイベントでの周知に加え、スマホ教室や高齢者スマホ購入費助成事業でも紹介するなど、関係部署と連携を図り、高齢者や障害のある方にも活用してもらえよう普及啓発に努める

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 危機管理部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・貸与件数 89 件（令和 8 年 3 月末現在） ・貸与者へアンケート調査を実施 ・聴覚障害者団体へ防災講話を開催し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施 ・視覚障害者団体の月例会へ参加し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施	○	・災害情報受信機の保守事業者から、令和 8 年度 7 月末をもってアプリケーションのサービス終了を通知されたため、貸与事業を終了する ・災害情報受信機に代わる情報収集の方法について、周知や普及啓発を実施する ・高齢者や障がい者等へ荒川区防災アプリにおける、防災情報の強化や災害リスク表示機能及び防災情報の音声読み上げ機能の追加を周知し、防災アプリを活用した情報収集へ集約する
情報伝達体制の強化 〔所管部〕 危機管理部 政策企画部	・更なる情報伝達体制の強化に向けた新たな協定締結の検討 ・つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等の継続実施	・つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等の実施	○	・つくば市との災害時ホームページ代理掲載訓練等を実施する

対策項目	医療救護活動体制の整備			
実施内容	・災害拠点病院を早期に確保するとともに、医師会、荒川区災害医療コーディネーター等と連携し、災害時の医療救護所の配置や機能について適宜見直し、災害時における医療救護活動の実効性の向上を図る。 ・緊急医療救護所ごとの行動マニュアル等に基づき、様々な発災状況を想定した医療救護連携訓練を実施するとともに、定期的に災害拠点病院や災害拠点連携病院等の医療機関、防災関係機関と協議を行い、連携の強化を図る。 ・医療救護連携訓練で抽出された課題について適宜検証・見直しを行うとともに、都立大学や交流都市との連携による物資供給や受援体制の検討を行い、発災初期の医療救護活動体制の充実・強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害拠点病院の確保 及び緊急医療救護所の 拡充 〔所管部〕 健康部	・災害拠点病院との連携 ・災害拠点連携病院前への医療救護所の配置調整 ・緊急医療救護等のマニュアルの改善 ・区ホームページ、各種SNS、防災アプリ、区災害情報サイトによる緊急医療救護所となる施設等の災害医療体制の周知	・令和あらかわ病院との連携を緊密にするため、区から連絡調整役のリエゾンを派遣することとした ・令和あらかわ病院との医療救護連携訓練において、傷病者の搬送調整から受け入れまでの一連の流れを病院担当者と確認した ・緊急医療救護所の設置場所について、新たにポスターを作成し、区ホームページや各種SNS、あらかわBOSA I 2026などのイベントで周知した ・災害時の連絡方法を複数確保するとともに、円滑な連絡を行うため、傷病者の搬送調整などの連絡方法を変更した ・医療救護連携訓練の実施状況を踏まえ、行動レベルまで記載したマニュアルに改訂した	○	・災害対応の実効性を高めるための図上訓練の実施を検討する ・区民に対して、引き続き周知を図るとともに、医療救護連携訓練の課題等を踏まえ、見直しを検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
都立大学等との連携による医療救護活動体制の充実・強化 〔所管部〕 健康部	医療人材・資器材等の受援体制及び町屋地区における緊急医療救護所機能の拡充に関する都立大学との調整	- 区の災害医療施策の推進に係る取組の実施に当たり、専門的知見を有する都立大学の教授を新たに災害医療アドバイザーとして委嘱し、方針や施策等に関する助言、指導及び提案等を受ける協力体制を確保した - 災害医療アドバイザーから、医療救護連携訓練実施時に、医師をはじめとした医療職の対応や緊急医療救護所の運営について助言・指導を受けた	○	- 令和 8 年度も同教授に災害医療アドバイザーを委嘱することとしており、引き続き連携を図る - 都立大学の緊急医療救護所以外の活用の可能性について、引き続き検討する
緊急医療救護所マニュアルに基づく医療救護連携訓練等の実施 〔所管部〕 健康部	- 災害医療に関する講習会(動画研修・通信訓練) 事前訓練の実施 - 医療救護連携訓練の実施(トリアージ、通信訓練、傷病者搬送等) - 東京都防災通信訓練(E M I S) の実施 - 訓練の実施を通じた課題の抽出・マニュアルの改善	- 緊急医療救護所のマニュアルを行動レベルまで記載した内容に改訂するとともに、健康部全職員に対して同マニュアルに基づく動画研修を実施 - 傷病者の搬送調整などの連絡手段について、Google スプレッドシートの活用による重層化を図り、通信訓練を実施 - E M I S による医療機関の被災状況確認の操作訓練を実施	○	災害対応の実効性を高めるための図上訓練及び医療資器材・医薬品の運搬訓練の実施を検討する
医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕 健康部	- 災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 - 医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 - 各避難所における専門職チームによる巡回調整	- 災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 - 三師会等との災害医療体制に関する協議を適宜実施 - 発災時における医師会等との関係団体との連絡体制について、相互に確認 - 発災から 72 時間後に、医師が避難所の医療救護所を巡回することについて、医師会と協議 - 歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することで合意	○	- 区医師会による避難所の巡回診療の実施体制について検討するとともに、外部応援機関(D M A T、J M A T、日本赤十字社、保健師応援チーム等) の派遣も含め、具体的な巡回体制を検討する - 災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する - 歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動の実施場所の拡充を検討する

対策項目	医療資器材の充実及び災害医療拠点エリアにおける備蓄体制の整備			
実施内容	・これまで備蓄を進めてきた既存の災害用医療資器材について、常に適切な処置ができるよう随時内容の見直しや更新を行う。 ・各緊急医療救護所は、開設場所である病院や学校のスペースの関係から医療資器材の備蓄場所を同施設内に確保できず、近隣の備蓄倉庫等から運ぶ必要があるため、発災時の初動体制が大きな課題となっている。病院や学校にこれまで以上に働きかけ、各施設内に備蓄場所を確保できるよう調整を進める。 ・これらの取組みに加え、災害拠点病院となる令和あらかわ病院に隣接する宮前公園（第三期）において整備予定の医療用備蓄倉庫や永久水利等を活用し、医療資器材及び医療用水利の確保を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
医療資器材の備蓄体制の整備・充実 〔所管部〕 健康部	・既存の災害用医療資器材の備蓄状況（品目・数量・保管スペース）における医師会等との課題解決に向けた検討・検証	・医療資器材・医薬品について、一部で同一目的の備蓄が重複していることや、保管場所の確保が課題であったため、災害医療アドバイザーや医師会、薬剤師会の意見を踏まえて見直しを実施 ・緊急医療救護所までの搬送性を高めるため、医療資器材の保管場所を原則、拠点備蓄倉庫にすることとし、保管場所が分散していた課題を解消 ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することとし、新たに、歯科診療用資器材を備蓄	○	・医療資器材・医薬品については、災害医療アドバイザーや災害時に実際に使用する医師会、薬剤師会の意見を踏まえて、引き続き見直しを図る ・災害対応の実効性を高めるための図上訓練及び医療資器材・医薬品の運搬訓練の実施を検討する
災害医療拠点エリアの整備 〔所管部〕 健康部 防災都市づくり部	・宮前公園（第三期）における医療用備蓄倉庫・永久水利の基本設計及び実施設計	・宮前公園内に医療資器材の備蓄倉庫を整備 令和 7 年度 設計（済） 令和 8 年度 工事 ・永久水利の活用については、令和あらかわ病院に配管を接続し、同院における災害時の医療活動に活用することを検討 ・宮前公園（第三期）における永久水利の設備設計の実施	○	・宮前公園を災害拠点支援エリアとして活用できるよう、引き続き、関係所管及び令和あらかわ病院と調整を進める ・宮前公園永久水利施設の整備完了に向けて、令和 8 年度に設備工事を実施する

対策項目	遺体の収容に係る体制整備			
実施内容	・歯科医師会、警察署及び災害時協定事業者と連携し、災害時の遺体収容所及び必要資器材の確保を図る。 ・円滑に遺体収容所を運用するため、事前に区、歯科医師会、警察署、自衛隊及び災害時協定事業者の関係機関等が連携した活動マニュアルを作成する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
遺体収容所・必要資器材の確保及び遺体収容所の活動マニュアルの整備 〔所管部〕 区民生活部	・遺体収容所の活動マニュアル作成に向けた関係機関との協議 ・遺体収容所の活動マニュアルの作成 ・遺体収容所における必要資器材の確保	・区と三警察署との意見交換会実施 ・区によるテント設営訓練に荒川警察署が参加 ・協定事業者と、過去の災害を踏まえた資器材確保に関する課題についての意見交換及び事業者施設の設備確認を実施	○	・検視・検案が可能なスペース確保が必要であることから、区内施設やテント等の活用について調査・検討する ・遺体用の消臭剤を備蓄し、衛生的な収容環境を構築する

7 帰宅困難者対策

対策項目	一時滞在施設における運営体制の整備			
実施内容	・円滑な一時滞在施設の運営体制を確保するため、一時滞在施設運営事業者に対して、一時滞在施設運営マニュアルの作成やマニュアルに基づく訓練の実施を促す。 ・災害時における区と一時滞在施設運営事業者との通信体制を確保するため、一時滞在施設として指定する施設にM C A無線機を配備するとともに、定期的に通信訓練を実施する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
一時滞在施設運営体制の強化 〔所管部〕 区民生活部 地域文化スポーツ部 産業経済部	・一時滞在施設運営事業者との災害時における連絡窓口の確認 ・M C A無線機等を活用した一時滞在施設との通信訓練の実施 ・一時滞在施設運営マニュアルの作成及び訓練の実施 ・訓練の実施を通じたマニュアルの改善 ・帰宅困難者向けの3日分以上の備蓄の促進	・災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認 ・一時滞在施設における建物設備（E V、トイレ、水道等）や職員体制等の現況確認 ・一時滞在施設運営マニュアルの作成・確認 ・一時滞在施設に対する、東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会の周知及び操作訓練の実施 ・M C A無線機や防災スマートフォンを利用した一時滞在施設との通信訓練の実施 ・他自治体における一時滞在施設の運営訓練・M C A無線機等通信訓練の見学及び運営事業者への情報提供 ・帰宅困難者向けの1日～3日分の備蓄の整備	○	・災害時における一時滞在施設運営事業者の連絡窓口の確認、定期的に東京都が実施する帰宅困難者対策オペレーションシステムに係る操作説明会への参加、開設・運営に必要となる物品や備蓄品について検討、整備する ・事業者に対して開設・運営マニュアルの作成及びマニュアルに基づく訓練の実施を促進する ・帰宅困難者向け備蓄物資の追加購入（3日分の確保） ・M C A無線機を活用した通信訓練の実施

対策項目	避難所の管理運営体制の整備			
実施内容	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練を実施するとともに、各一次避難所に避難所開設キットを導入する等、防災区民組織が迅速かつ円滑に一次避難所の開設及び運営ができる体制を強化するほか、避難所周辺の在宅避難者に対する物資の配給体制等、在宅避難者の支援体制を整備する。 ・二次避難所及び福祉避難所については、避難対象者及び避難方法について様々な機会を活用して周知を行うほか、避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、必要な備蓄物資の確保・充実を図り、避難所における管理・運営体制のさらなる整備を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】医師会等と連携した活動体制の整備 〔所管部〕 健康部	・災害医療運営連絡会の実施による医師会等との定期的な協議 ・医師会等の災害医療に関する災害時協定団体・事業者との連絡体制の確認 ・各避難所における専門職チームによる巡回調整	・災害医療運営連絡会を開催し、区の緊急医療救護体制や関係機関との連携について相互確認を実施 ・三師会等との災害医療体制に関する協議を適宜実施 ・発災時における医師会等との関係団体との連絡体制について、相互に確認 ・発災から72時間後に、医師が避難所の医療救護所を巡回することについて、医師会と調整した ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動を歯科医師会館において実施することで合意	○	・区医師会による避難所の巡回診療の実施体制について検討するとともに、外部応援機関（DMAT、JMAT、日本赤十字社、保健師応援チーム等）の派遣も含め、具体的な巡回体制を検討する ・災害薬事コーディネーターを中心に、薬剤師会と服薬指導の体制充実に向けて更なる連携を検討する ・歯科医師会と調整し、歯科保健医療活動の実施場所の拡充を検討する

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
一次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 危機管理部	・一次避難所運営マニュアルの改定（19 か所分） ・避難所開設キットの追加導入（19 か所分） ・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施	・一次避難所運営マニュアルの改定（19 か所分） ・避難所開設キットの追加導入（19 か所分） ・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練の実施 ・避難所担当職員向け研修動画の作成・実施	○	・避難所開設キットを用いた避難所開設・運営訓練を実施する ・避難所開設キットの修正 ・避難所運営基準及び一次避難所開設・運営マニュアルの見直し ・町会・自治会を対象とした防災士の資格取得支援を実施し、地域に根差した防災士の育成を図ることで、住民主体の避難所運営体制を強化する。 ・避難所受付の効率化のため、避難所受付システムの導入について検討する ・また、避難所受付システムを管理、運用するためのPCを各避難所へ1台ずつ配備する
二次避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 総務部 危機管理部 区民生活部 地域文化スポーツ部 子ども家庭部 教育委員会事務局	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善	・二次避難所開設・運営訓練の実施 ・ふれあい館等を対象としたMCA無線機のグループ通信を使用した通信訓練の実施 ・備蓄されているエアーマットの使用を想定した訓練の実施 ・可搬式蓄電池等の備蓄物資の拡充 ・二次避難所開設・運営マニュアルの確認 ・訓練を通じたマニュアルの更新 ・学童クラブ及びひろば館の運営に係る安全計画の策定	○	・避難所の開設及び運営マニュアルに基づく訓練を実施し、更なる体制の整備を図る ・開設マニュアルを策定していない施設においては、策定に向けた検討を行う

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
福祉避難所運営力の向上、マニュアル等の改善 〔所管部〕 福祉部	・福祉避難所開設・運営訓練の実施 ・訓練を通じたマニュアルの改善 ・福祉専門職等への支援体制の検討 ・避難行動要支援者等に関する避難誘導方法等の検討	・特別養護老人ホームや在宅高齢者通所サービスセンターにおいて、福祉避難所開設訓練を実施 ・内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を利用し、災対福祉部の訓練において、災害救助法の改正や災害ケースマネジメントに関して学ぶ研修会を実施 ・また、当該事業において実施の「能登半島事例調査・ヒアリングプログラム」に、健康部職員とともに参加し、実際に被災した自治体の福祉避難所の様子や支援体制、対策の在り方等について理解を深めた ・福祉避難所に導入した蓄電池等について、区及び施設職員の共同で動作確認を行い、災害時に即座に稼働させるための手順を確認	○	・社会福祉法人等、災害時に密に連携が必要な団体等とともにマニュアルを見直す ・また、事業所BCPなどの確認を行い、より実行性のあるマニュアルとなるよう相手方と協議を行う ・災害時、全施設で速やかに蓄電池を稼働できるように、定期的に施設に巡回し、動作確認を行うとともに、適宜メンテナンスを行う ・福祉避難所に区職員を派遣し、福祉避難所と災対福祉部本部との情報交換や連携に係る訓練を実施する

対策項目	高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児及びその保護者への対策			
実施内容	・震災時における身体防護、火災の防止、避難経路の確保及び在宅避難の実現を図るため、家具類の転倒・落下・移動防止器具や感震ブレーカー、防災ベッド、耐震シェルターの設置について、一層の周知・促進を図る。 ・情報収集にハンディキャップのある障がい者等に対して迅速かつ効率的に災害情報を伝達する体制を強化するため、災害情報受信機の配付を推進する。 ・災害時における地域での避難行動要支援者の速やかな安否、所在確認の実現を図り、警察、消防、自衛隊等の迅速かつ円滑な救護・救援活動につなげるため、避難行動要支援者のうち特に避難に支援を必要とする方への個別避難計画の作成を推進する。なお、高齢者については、作成対象者の過半数が施設入所等により毎年入れ替わることから、継続的な作成勧奨を実施できないケースが多いが、担当するケアマネジャーへの周知や連携等を工夫していく。障がい者については、策定していない方に対し、計画相談事業所や通所事業所など、あらゆる方面からの勧奨を引き続き行う。 ・家族の年齢構成や性別等を考慮した、各家庭の状況に応じた防災対策が必要であることについて、様々な媒体や機会を活用し、周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】家具類の転倒・落下・移動防止器具の設置の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 78%	実施率 67.3% 第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく		・助成制度の周知強化のため、区報や区ホームページ、各種 SNS 等の様々な媒体を活用する ・特に令和 7 年度から助成範囲を拡大した木造密集地域への周知を重点的に実施する
	設置助成件数 40 件	設置助成件数 42 件		
【再掲】感震ブレーカーの設置・配付の推進 〔所管部〕 危機管理部	実施率 （区政世論調査） 27%	実施率 23.0% 第 50 回荒川区政世論調査（令和 7 年度）に基づく		・避難所開設・運営訓練での周知を継続するとともに、不燃化特区事業や、ゆりかご面接など、庁内で連携を図りながら積極的に周知する ・区内の消防署と連携し、消防署主催事業や各種イベント等において、助成制度の周知を図る
	設置助成・配付件数 700 件	設置助成件数 137 件 無料配付件数 24 件		
【再掲】防災ベッド、耐震シェルターの設置の推進 〔所管部〕 防災都市づくり部	助成金交付申請数 6 件	助成金交付実績 2 件 ・区営及び町会掲示板への掲示やあら B O S A I への出展などによる普及啓発を実施		・区営、町会掲示板への掲示やあら B O S A I への出展などによる普及啓発を行う ・令和 8 年度から、支援の対象を要介護及び要支援認定者に拡大し、設置を推進する

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
【再掲】災害情報受信機配付事業の推進 〔所管部〕 危機管理部	・区報や区ホームページ、防災講話等を活用した災害情報受信機の周知	・貸与件数 89 件（令和 8 年 3 月末現在） ・貸与者へアンケート調査を実施 ・聴覚障害者団体へ防災講話を開催し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施 ・視覚障害者団体の月例会へ参加し、周知や情報収集に関するアンケート調査を実施	○	・災害情報受信機の保守事業者から、令和 8 年度 7 月末をもってアプリケーションのサービス終了を通達されたため、貸与事業を終了する ・災害情報受信機に代わる情報収集の方法について、周知や普及啓発を実施する ・高齢者や障がい者等へ荒川区防災アプリにおける、防災情報の強化や災害リスク表示機能及び防災情報の音声読み上げ機能の追加を周知し、防災アプリを活用した情報収集へ集約する
避難行動要支援者の個別避難計画の策定支援 〔所管部〕 福祉部	・検証結果等に基づく個別避難計画の策定の勧奨・支援	・個別避難計画未策定者への調査の結果、対象者及び親族に対する、計画策定の必要性・重要性についての啓発が不十分であると推察された ・個別避難計画未策定者の調査・検証を行い、その結果に基づき、区職員をはじめ、計画相談事業所を通じて、未策定者の策定勧奨・支援を行った		・対象者及び親族が計画策定の必要性・重要性を理解できるよう、委託先居宅介護支援事業所（ケアマネジャー等）に対し、説明会の実施等を通じて周知啓発を行う ・引き続き、ケースワーカーをはじめ、区内の計画相談事業所から、個別避難計画未策定者へ、策定の必要性、重要性を説明し、策定率向上に向けて周知啓発を行う
	個別避難計画策定率 高齢者 60% 障害者 57%	個別避難計画策定率 高齢者 51.3% （413 人/805 人） 障害者 64.4% （2,992 人/4,644 人）		

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
家庭の状況に応じた 防災対策の啓発 〔所管部〕 危機管理部 福祉部 健康部 子ども家庭部	・ 民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・ 福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発 ・ パンフレット等を活用した、乳幼児がいる世帯への災害対策の周知啓発 ・ 防災講話や出張あらBOSAI等における配慮を要する方向けのパネル展示や備蓄展示（食料や生活用品の備蓄物資の実際の必要量を展示）の実施	・ 防災講話等で小学生や高齢者に対し、地域の災害リスクや屋内安全対策、ローリングストック等について普及啓発を実施 ・ 出張あらBOSAI等のイベントでは備蓄物資の展示を行い、区民へ7日間備蓄の必要量を目で見て実感していただき、家庭内備蓄の重要性を啓発 ・ 民生委員及び児童委員を対象とした都民防災教育センター（防災館）への管外研修の実施 ・ 災害時高齢者等要配慮者への支援に関する協定締結団体とともにあらBOSAI 2026 へ出展し、災害時にも役立つフレイル予防について、区民に対して周知を図った【再掲】 ・ 内閣府災害ケースマネジメント実施体制整備モデル事業を活用し地域医療・福祉・介護事業関係者を対象とした研修会を実施【再掲】 ・ 妊娠届出者に対する面接（ゆりかご面接）や新生児全戸訪問において、妊産婦・乳幼児専用の二次避難所（ゆいの森あらかわ）の案内や防災アプリの登録案内等、防災対策に関するチラシを配布 ・ 「あらかわ子育て応援ブック」に防災地図、ハザードマップ及び防災アプリに関する記事を掲載し、災害対策の周知啓発を実施 ・ 9月1日に区内保育施設（85施設）において、震災を想定した防災訓練を実施し、災害伝言ダイヤルの利用や備蓄についての資料を配布、保育園の備蓄食品の展示等による普及啓発を行うとともに、保護者への引き渡し訓練も実施【再掲】	○	・ 7日間備蓄の実物展示や啓発用の備蓄品配布等を通じて、備蓄品を身近に感じてもらうことで、家庭内備蓄の普及促進を図る ・ 災害時に支援の担い手となる方々への周知啓発を強化する ・ 支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業関係者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る【再掲】 ・ 災害時に配慮が必要な妊産婦や乳幼児に対して、訪問等の接触機会を活用した周知に努める ・ 「あらかわ子育て応援ブック」に防災地図、ハザードマップ及び防災アプリに関する記事を掲載し、災害対策の周知啓発を図る ・ 防災訓練時に備蓄についての資料配布や、保育園の備蓄食品の展示等を行い、普及啓発を行う

対策項目	女性の視点や多様性に配慮した対策			
実施内容	・女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して周知啓発を行う。 ・避難者の多様なニーズや避難生活に対する不安・悩み等に適切に対応するため、避難者への相談・支援体制の整備・充実を図る。 ・生理用品などの備蓄物資の充実を図るとともに、配布場所や配布方法について、避難者に配慮した避難所運営を行う。 ・平時から男女共同参画の推進とLGBTQ等の多様性の理解促進を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
女性の視点や多様性に配慮した避難所における管理運営・支援体制の整備及び周知啓発 〔所管部〕 総務部 危機管理部 区民生活部 地域文化スポーツ部 福祉部 子ども家庭部	・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練における多様性に配慮した避難者への相談・支援体制の検証・改善 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトの検討、避難所運営マニュアルへの反映 ・避難所開設・運営訓練や防災講話等における啓発	・「大規模災害時における男女共同参画センター相互支援システム」への加入による他自治体との連携体制の充実及び研修の受講 ・二次避難所の運営を担うふれあい館職員を対象に、女性の視点による避難生活に係る研修を実施 ・避難所運営委員会や避難所開設・運営訓練において、女性の視点や多様性に配慮した避難所運営の重要性について参加者へ周知啓発を実施し、避難所を運営する各部に女性を配置して訓練を実施 ・避難所における多様性に配慮したスペースやレイアウトについて、避難所運営マニュアル及び避難所開設キットに反映 ・外国人のための防災訓練を実施【再掲】 ・「外国人のための生活便利帳」において、災害の備えに関する啓発情報を掲載。やさしい日本語以外に多言語（英語・中国語・韓国語）版で発行【再掲】 ・介護事業者向けに福祉と防災に関する講話を実施	○	・関係団体等と連携し、女性の視点や多様性に配慮した避難所の管理運営・支援体制の整備と周知啓発を行う。 ・避難所運営委員会や各種訓練を通じて、女性の参加促進、生理用品の備蓄・配付時の配慮、着替え用テントの設置、パーソナルスペースの確保を進める。 ・外国人を対象とした防災訓練を実施するとともに、「外国人のための生活便利帳」の多言語化に向けた検討を進める【再掲】 ・支援の担い手への周知啓発を強化するとともに、高齢者のみまもりネットワークの活用や医療・福祉・介護事業関係者との平時からの関係構築を通じ、災害時の相互支援体制の整備を図る【再掲】

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
男女共同参画の推進 及び多様性の理解促進 〔所管部〕 総務部	- 男女共同参画の推進に係る講座等の実施 - 講座等を通じた防災意識の向上	- 男女共同参画推進講座で女性の視点を取り入れた避難所運営に関する講座を実施 - 荒川区男女共同参画推進計画に防災対策を盛り込み改定	○	- 引き続き、男女共同参画の推進、男女平等の意識づくりに資する女性のための防災講座等を実施し、防災意識の向上を図る - 改定した荒川区男女共同参画推進計画に基づき防災対策を推進する

対策項目	動物救護			
実施内容	- 災害発生時に、ペットの飼い主が避難所等に行かずに自宅でペットと共に生活できるよう、飼い主に対して、在宅避難するための自宅の耐震工事や家具類の転倒・落下防災対策等の安全対策、備蓄の実施について、避難所開設・運営訓練や防災講話等の機会を活用して意識啓発を図る。また、自宅で過ごせない場合に備え、友人、知人、親戚宅などの避難所以外の避難先の確保や、避難する際の備蓄品（収容ケージやペットの7日分以上（少なくとも5日分）の水及び餌等）、無駄吠えなどへのしつけなど、平時から行うべき備えについて周知啓発を図る。 - 動物病院や獣医師会、防災区民組織、災害時協定事業者等との連携により、各地区1か所の災害時のペットの避難施設の確保や保護・治療体制を構築する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
ペットの飼い主への事前の備え及び区民へのペットの避難に関する意識啓発 〔所管部〕 健康部	- 犬や猫の飼い方講習会における災害時の備えに関する啓発 - 飼い主への啓発チラシの配付 - 区報や区ホームページ、防災地図等による震災への備えに関する周知啓発 - 区報や区ホームページ、防災地図等による水害時におけるペットの避難に関する周知啓発	- 飼い方講習会の実施 - 狂犬病予防注射関係書類に飼い主への啓発チラシを同封 - 区ホームページにおけるペット防災ページの新設、更新 - ケーブルテレビ番組「行政ナビ」において、ペット防災に関する内容を放送 - 区内獣医師会加盟動物病院（12か所）でペット防災チラシを配布 - 本庁舎及び区内民間事業所1か所においてパネル展を実施	○	- 区報や区ホームページを活用して飼い主への啓発を図る（令和8年度：9月の区報に掲載） - 飼い方講習会において災害への備えをテーマの一つとして啓発を実施する - 区内動物関連民間事業所と連携しペット防災の普及啓発に取り組む

取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
動物の避難体制の整備 〔所管部〕 健康部	・避難所開設・運営訓練における飼い主への在宅避難に対する備えやペットを避難させる際の注意事項等に関する周知啓発 ・獣医師会や民間事業者との災害時協定に基づく協力体制の構築及び各地区1か所のペット避難施設の確保 ・荒川自然公園整備期間(令和8～9年度予定)における動物の避難代替施設等の検討	・避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発の実施 ・ペット避難が可能な一次避難所(10か所)を公表 ・ペット避難が可能な一次避難所へのペット用衛生消耗品を備蓄 ・ペット避難が可能な一時収容施設(8事業所)と協定を締結【再掲】 ・荒川区獣医師会会議において、ペット防災に関する課題等の整理・共有 ・ペットの避難場所として、災害時協定に基づき確保するトレーラーハウスの設置場所の検討 ・あらBOSA I 2026において、飼い主及び一般来場者が参加できるペット防災クイズを実施し、ペット避難への理解促進、飼い主へ普及啓発を実施	○	・避難所開設・運営訓練において、ペット避難に関する周知啓発を実施する ・災害時の獣医療体制整備に向けて、荒川区獣医師会等と連携強化を図るとともに、動物避難訓練の実施を検討する ・地域のバランスを見ながらペット避難の受け入れ可能な一次避難所を増やしていくとともに、学校施設の状況等を踏まえ、可能な限り屋内への避難を基本として飼養スペースを検討する ・動物の避難場所としてのトレーラーハウスの設置場所について関係部署との調整を図りながら検討する ・荒川自然公園整備期間の変更(令和9～12年度)にあわせて動物避難代替施設等を検討する

9 物流・備蓄・輸送対策の推進

対策項目	食料及び生活必需品等の確保			
実施内容	・災害時の道路状況や天候状況によっては東京都から支援物資の供給を受けることができない恐れがあるため、区として発災後3日分の備蓄数量を確保するとともに、高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児にも配慮した備蓄品目の充実を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児に配慮した備蓄の推進 〔所管部〕 危機管理部 福祉部	・高齢者・障がい者・妊産婦・乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討、適宜配備 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の福祉避難所への配備 ・民生委員や介護事業所、地域包括支援センター等を通じた周知啓発 ・福祉避難所開設・運営訓練や福祉・介護に関する講演・イベントの開催時の周知啓発	・区民用備蓄物資増強に伴い、おかゆ、粉ミルク、液体ミルクを増強した。また液体ミルクを一次避難所への備蓄を開始 ・ミキサー食等高齢者や障がい者に配慮した備蓄品の配備を実施しており、食料品については3日以上備蓄	○	・区民用備蓄物資増強に合わせ高齢者や乳幼児等に配慮した備蓄物資の検討を図る ・高齢者や障がい者に配慮した食料品の買い替えを行うとともに、新たな備蓄物資の配備について検討を行う
区民用備蓄の充実 〔所管部〕 危機管理部	・区民用備蓄を1.2日分に増強 ・避難所における生活環境・衛生環境の向上に資する備蓄の推進 ・宮前公園の防災倉庫、備蓄倉庫の基本設計及び実施設計	・区民用備蓄を1.2日分に増強 ・避難所における生活環境向上のため、一次避難所にエアーマットを導入 ・二次避難所に蓄電池を導入 ・宮前公園防災備蓄倉庫の基本設計及び実施設計について、関係所管と調整	○	・JR ロジ・ソリューションズ株式会社が所有する大型倉庫を備蓄物資の保管先に活用し、より区民用備蓄の充実を図る ・区民用備蓄を1.5日分に増強 ・発災時のトイレ確保のため災害用トイレの充実 ・避難所生活環境向上のため、一次避難所にプライバシー確保の間仕切りテントの導入、また情報確保手段として使用する携帯電話の充電を目的とした蓄電池の導入 ・宮前公園防災備蓄倉庫の建築工事

対策項目	応急危険度判定の体制整備			
実施内容	・災害時において的確かつ迅速に応急危険度判定を実施するため、事前に業務マニュアルを作成し、人員や判定資器材を確保する。 ・都と連携し、建築士の資格等を有する民間建築士に対し、応急危険度判定に関する講習の受講・登録を促進し、人員を確保する。 ・区内在住の判定員で構成される区判定員会の総会等を通じ、平時から連携体制を確立する。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
応急危険度判定を実施するための体制強化 〔所管部〕 防災都市づくり部	・訓練等を通じた業務マニュアルの確認・充実、必要な判定資器材の準備 ・区内の建築関連団体に判定士の登録促進に関する周知 ・連絡訓練を通じた区判定員との連携体制の確認	・応急危険度判定の調査記録にモバイルシステムを導入 ・建築関連団体に応急危険度判定士への登録を依頼するとともに、区内の判定士や関係団体へ区判定員会への参加を呼び掛けた ・区判定員会の会員を対象に、モバイルシステムを活用した調査判定研修を実施	○	・システムをいつでも使えるよう、定期的に操作確認を行う ・応急危険度判定士を増やすために、区の見組みを周知する ・区判定員会との情報共有や訓練を行い、連携体制を維持する

対策項目	災害廃棄物（がれき・し尿等）処理体制の整備			
実施内容	・災害廃棄物等（がれき・し尿等）を迅速かつ的確に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針」に基づく訓練の実施等を通じて、関係団体との連携を高め、実効性の更なる向上を図るとともに、区民に対して災害時におけるごみの分別等について、様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。 ・震災時においては、断水や下水道被害が原因で、平常時と同様にトイレが使用できなくなる状況が想定されることを踏まえ、災害時に使用できるトイレの整備を進めるとともに、衛生的な使用環境確保のため、発災時のトイレの使用や携帯トイレの備蓄の重要性等について、避難所開設・運営訓練、防災訓練や出張あら B O S A I、防災講話等の様々な媒体や機会を活用して周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和 7 年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
災害廃棄物処理体制の整備 〔所管部〕 環境清掃部	・処理方針に基づく訓練の実施 ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善 ・関係団体との連携強化	・処理方針に基づく災対訓練の実施 ・環境清掃施設間での定期的な M C A 無線通信訓練の実施 ・地域防災計画の修正に伴う処理方針の改定 ・23 区による特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの見直しを実施	○	・処理方針に基づく訓練を実施する ・訓練を通じた災害廃棄物の処理に関する課題の抽出及び処理方針の改善を実施する ・23 区による特別区災害廃棄物処理対策ガイドラインの見直しを実施する
区民に対する災害時のごみの分別等に係る平時からの普及啓発 〔所管部〕 環境清掃部	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知	・区報、区ホームページ、冊子等を活用した災害時の廃棄物等の対応に関する啓発の実施 ・イベント等における災害時の廃棄物等の対応に関するチラシの配布	○	・区報、区ホームページ等を活用した災害時のごみの分別等に係る事前の周知を図る
災害時に使用可能なトイレの整備及び携帯トイレの普及啓発 〔所管部〕 危機管理部 防災都市づくり部	・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化に関する要望 ・一次避難所区域ごとに避難者 50 人に 1 基の割合で災害時に使用可能なトイレの確保 ・携帯トイレの使用方法や各家庭内での携帯トイレの備蓄に関する普及啓発	・携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭内備蓄の啓発を実施 ・都下水道局及び水道局への区内上下水道管の耐震化の推進に関する要望 ・災害対応型トイレへの建替えに向けた設計業務完了（荒木田公園、町屋五丁目南公園、荒川五丁目公園）	○	・都下水道局及び下水道局に耐震化の推進に関する要望を行う ・携帯トイレの無料配布事業を拡充して実施し、各家庭での備蓄につなげる ・公園・公衆トイレの計画的な建替えや改修を進める ・令和 8 年度は、4 箇所の公園において災害対応型トイレへの建替えを行う ・令和 7 年に都が策定した「東京トイレ防災マスタープラン」に基づき、「（仮称）荒川区トイレ防災マスタープラン」を策定する

対策項目	被災者生活再建支援に係る体制整備			
実施内容	・住家被害認定調査、罹災証明書交付、生活再建支援等を迅速かつ効率的に実施するため、事前に被災者生活再建支援システムにおける住家被害認定調査や罹災証明書交付に関する手順や必要資器材等を整理するとともに、職員研修や訓練等を通じて、運用体制の強化を図る。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
被災者生活再建支援体制の整備及び被災者生活再建支援システム研修・運用訓練の実施 〔所管部〕 区民生活部 防災都市づくり部	・罹災証明書発行研修 2回 ・建物被害認定調査研修 2回 ・モバイルシステム操作研修 1回 ・研修等参加人数 380名（累計）	・被災者生活再建支援業務研修（罹災証明書交付研修） 1回 ・研修参加人数 6名 R7年度は都からの研修案内が1回のみ ・罹災証明書発行研修 1回 ・建物被害認定調査研修 1回 ・モバイルシステム操作研修 1回 ・研修等参加人数 390名（累計）	○	・今後も可能な限り研修に職員を参加させ、罹災証明書発行事務への実践力を高める ・東京都が主催する研修や区が実施する防災訓練等に、多くの職員を今後も継続的に参加させることで、被災者生活再建支援業務に関する認知度を高めるとともに、発災時に従事可能な職員の育成を行う ・罹災証明書交付や生活再建支援等の課題や方向性等を全庁で共有する ・先進自治体視察等を行い、その内容を参考にしながら、実施体制、実施方法、各種マニュアルや要綱の策定作業を進める

風 水 害 編

1 予防対策

対策項目	区民への情報伝達・意識啓発			
実施内容	・気象庁から気象警報、洪水警報等が発表された場合や、大型台風の接近、上陸等により区内に浸水被害が発生する可能性がある場合の避難方法や避難場所等について、防災地図（水害版）や防災アプリ、区ホームページ、区報等の様々な媒体や防災講話等を活用し、区民への周知啓発を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
風水害時の避難方法・避難場所の周知及び風水害に関する普及啓発 〔所管部〕 危機管理部	・区報、区ホームページ、防災アプリ、防災地図などの様々な媒体を活用した避難方法等の周知 ・東京マイ・タイムラインを活用した啓発	・区報や区ホームページ等で水害時の避難方法について周知するとともに、防災講話等の様々な機会を通じて、防災地図の配布や防災アプリの活用方法について啓発を実施 ・防災アプリにおいて、風水害時の災害リスクを平時から確認することができる災害リスク表示機能を追加した	○	・区報や区ホームページ、防災講話等の様々な機会において水害時の避難方法等について啓発を行う。 ・防災アプリを活用し平時から風水害に関する情報の周知を強化する

対策項目	要配慮者対策			
実施内容	・水害時における要配慮者の避難体制の強化を図るため、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設における避難確保計画の作成を促進するとともに、区独自に「計画作成の手引き」を作成するなどの支援を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
要配慮者利用施設ごとの避難確保計画の作成支援 〔所管部〕 危機管理部 福祉部 子ども家庭部 教育委員会事務局	・作成率 80.0% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者への避難確保計画の作成支援	・作成率 76.1% ・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成促進 ・要配慮者利用施設管理者に対して、助言等の避難確保計画作成支援を実施 ・保育施設等の指導監査で避難確保計画の有無と訓練の実施状況を確認 ・計画未作成の保育施設に対して、助言等の作成支援を実施		・避難確保計画未作成の要配慮者利用施設に対する計画の作成を促すため、施設の所管部署と連携をより図っていく ・保育施設等の指導監査において訓練の実施状況と計画作成状況を確認する ・避難確保計画の作成の支援をより強固にする

対策項目	避難場所の管理運営体制の整備			
実施内容	・迅速かつ円滑な避難場所の開設及び運営体制を確保するため、避難場所に指定した担当職員を対象とした研修等を通じて、避難場所運営のノウハウを身に付けるとともに、施設のレイアウト検討や必要資器材の確認等を行う。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
避難場所の管理運営体制の充実 〔所管部〕 危機管理部	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認の実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアルの改善	・避難場所運営担当職員を対象とした研修・現地確認を実施 ・各避難場所における避難場所対応マニュアル作成において、鍵の開錠マニュアルの作成	○	・大規模水害に備え、避難場所運営担当職員の研修を実施 ・避難場所対応マニュアルにおける、鍵の開錠方法の確認の徹底、必要な更新

対策項目	広域避難体制の整備			
実施内容	・大規模水害時に区内の大部分が浸水する想定であることを踏まえ、国や東京都、関係自治体、防災関係機関、交通事業者等と連携した広域避難体制の整備（広域避難先施設や輸送手段の確保、広域避難先施設の開設運営計画の作成、避難情報の発令時期や内容の検討等）を進める。			
取組（指標） 〔所管部〕	令和7年度			
	到達目標	実績	評価	今後の対応
国、都、関係自治体等と連携した広域避難体制の整備 〔所管部〕 危機管理部	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する協議 ・広域避難先施設の開設運営計画の作成	・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する会議に参加 ・広域避難先施設の開設運営計画を一部策定		・「首都圏における大規模水害広域避難検討会」における国や都、他自治体等との広域避難体制に関する会議に引き続き参加 ・広域避難先施設の開設運営計画未策定を前進させ、施設側との更なる調整を図る